

第 3 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成22年6月16日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成22年6月16日(月曜日)

午後10時1分開議

午後11時32分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

議案第2号 平成22年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算

議案第4号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第26号 専決処分の報告及び承認について

議案第27号 専決処分の報告及び承認について

議案第28号 専決処分の報告及び承認について

議案第29号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 平成21年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第2号 平成21年度熊本県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 平成21年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 平成21年度熊本県流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第10号 専決処分の報告について

報告第11号 専決処分の報告について

報告第12号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①優良施工業者の上位等級工事における指名について

②一般国道443号での倒木による損害賠償請求事件に係る再審の訴えの取下げについて

③川辺川ダムに関する最近の状況について

④「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果(平成21年度)

⑤熊本駅周辺整備について

出席委員(7人)

委員長	重村	栄
副委員長	高木	健次
委員	早川	英明
委員	井手	順雄
委員	鎌田	聡
委員	森	浩二
委員	上田	泰弘

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長	戸塚	誠司
総括審議員兼		
次長	天野	雄介
次長	鷹尾	雄二
次長	生田	博隆
土木技術管理室長	野田	善治
首席土木審議員兼		
監理課長	古里	政信
用地対策課長	佐藤	國一
土木技術管理室副室長	竹下	喜造
道路整備課長	猿渡	慶一

道路保全課長 安 達 博 行
河川課長 林 俊一郎
港湾課長 湯 山 修 市
都市計画課長 内 田 一 成
下水環境課長 西 田 浩
建築課長 坂 口 秀 二
営繕専門監 平 野 和 実
住宅課長 澤 井 健 次
砂防課長 高 永 文 法

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上 野 弘 成
政務調査課主幹 竹 本 邦 彦

午前10時1分開議

○重村栄委員長 ただいまから第3回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がっておりますので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。また、本日の説明等を行われる際は、執行部の皆さん方は着席のまま行ってください。

それでは、戸塚土木部長に総括説明をお願いいたします。

○戸塚土木部長 初めに、去る5月20日に、重村委員長を初め委員の皆様方には、鞠智城などの管内を御視察いただきましたことに対しましてお礼申し上げます。

それでは、今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ち、まず、最近における土木部行政の動向などについて御報告申し上げます。

九州新幹線鹿児島ルートにつきましては、

平成23年3月の開業に向け必要な予算として、今年度は総事業費230億円、本県事業費約144億円が確保されております。

現在、熊本市富合町の車両基地や熊本駅、新玉名駅の工事はほぼ完了し、列車の運行に必要な信号等の工事が施工中であり、9月から予定されている試験走行に向けての検査も実施されています。県といたしましても、予定どおりの開業に向けて、引き続き全力で支援してまいります。

一方、県都の陸の玄関口となる熊本駅周辺の整備状況につきましては、4月に、東口駅前広場の電停の屋根の完成式と駅前から田崎橋までの市電のサイドリザベーション開通式を開催しました。

また、今月末には、駅前広場と東A再開発地区を連絡する立体横断施設の橋の架設工事を予定しております。

今後も、引き続き、熊本駅周辺の街路整備や連続立体交差事業のほか、新玉名駅周辺の整備などに全力で取り組んでまいります。

次に、国営公園化を目指す鞠智城につきましては、奈良県で4月から開催されている平城遷都1300年祭に出展しましたが、イメージキャラクター「ころう君」の活躍などもあり、大変好評を博しました。

今後も、8月の東京フォーラム開催や忠清南道で9月から10月に開催される大百済典に出展するなど、全国的な認知度の向上に取り組みます。

次に、荒瀬ダム撤去関連事業への対応につきましては、国から提案された国と熊本県との検討会議を去る6月11日に開催しました。

この検討会議は、国と県とが協力して、費用面や技術面の課題を克服していくために設置されたものであり、土木部としましては、まず、道路かさ上げ等の事業を位置づけた計画が国に受理されるよう取り組むことを通じて、引き続き企業局の荒瀬ダム撤去について支援、協力をしていきたいと考えています。

次に、口蹄疫への土木部の対応につきましては、本庁及び出先機関において、県管理の国県道における消毒ポイントの選定や設置に関する情報提供を行うとともに、迅速な対応ができるよう、道路占用の手続の簡素化を図るなど、防疫の取り組みを支援しております。今後とも、関係部局と連携・協力して対応してまいります。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案3件、条例等関係議案4件、報告関係7件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の6月補正予算は、国の社会資本整備総合交付金を活用した荒瀬ダム撤去に関連する百済木川の泥土除去などの河川改修事業や熊本港のガントリークレーン整備に関する調査設計費などに伴う増額補正で、一般会計、特別会計を合わせまして合計で3億7,262万円の増額補正をお願いしております。

また、平成21年度一般会計補正予算、財源更正に係る専決処分の報告及び承認についての御審議をお願いしております。

次に、条例等関係議案につきましては、道路管理瑕疵関係の専決処分の報告及び承認について4件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、平成21年度繰越明許費繰越計算書4件、県営住宅の明け渡し請求及び延滞家賃等支払い請求に係る訴えの提起等に係る専決処分の報告について3件、合計7件について御報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、優良施工業者の上位等級工事における指名について4件でございます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長

から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

今後とも各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をお願いいたします。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

次に、付託議案等について、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○古里監理課長 それでは、最初に資料の確認でございます。

今回は、建設常任委員会の説明資料1冊と、その他の報告事項としまして5種類の資料を準備いたしております。

それでは、お手元の建設常任委員会資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

このページは、土木部全体の予算額の状況を記載しております。

今回の補正予算の内訳につきましては、上の表の2段目、今回の補正額でございます。一般会計の普通建設事業につきまして、補助事業でございますが、3億3,800万円を計上しております。

さらに、その右になりますが、消費的経費でございます。1,100万円を計上しております。

一般会計の合計といたしまして、さらにその右でございますが、3億4,900万円の増額となっております。

6月補正後の一般会計の合計予算額は、その下になりますが、828億7,642万8,000円となっております。

次に、右の特別会計でございます。同じく上から2段目の分でございますが、投資的経費が2,000万円、消費的経費が362万円、特別会計の合計といたしまして2,362万円の増額となっております。

6月補正後の特別会計の合計予算額は、さ

らにその下になります。78億8,286万2,000円となっております。

さらに、その右の欄になります。一般会計、特別会計を合わせました今回補正後の予算額が907億5,929万円となっております。

また、各課別の内訳でございますが、その下の表となっております。ご説明いたします。

次に、2ページをお願いいたします。

6月補正の予算総括表でございます。

この表は、各課別の補正額とその財源内訳を記載しております。一番下の土木合計の段をごらんいただきたいと思っております。

財源内訳といたしまして、国支出金が1億3,026万5,000円の増額、その他が9,360万円の増額、さらに一般財源が1億4,875万5,000円の増額でございます。

以上が土木部全体の予算額でございます。

○林河川課長 河川課でございます。

それでは、3ページをお願いいたします。

河川課の6月補正といたしましては、河川改良費といたしまして8,800万円の増額補正をお願いしております。

内容は、右の説明欄でございますように、荒瀬ダムの撤去関連事業といたしまして、百済木川の泥土除去と環境モニタリングを行います。

なお、事業実施に当たりまして、社会資本整備総合交付金を活用いたしますが、制度上、管理者が申請する必要がございます。このため、百済木川の河川管理者でございます土木部で、一たん交付金と企業局からの裏負担を受け入れまして、改めて、企業局へ委託し、施工することにしております。

最下段に記載しておりますとおり、補正額8,800万円を加えまして、補正後の合計額は107億9,282万7,000円になります。

河川課の6月補正は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○瀧山港湾課長 港湾課でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、5ページをお願いいたします。

まず、一般会計から御説明いたします。

1段目の港湾管理費でございますが、1,100万円を計上しております。これは港湾整備事業特別会計への貸付金でございます。

次に、3段目の港湾建設費でございますが、2億5,000万円を計上しております。これは、重要港湾改修事業費として、社会資本整備総合交付金の内示増に伴い熊本港の泊地しゅんせつ等を行うものでございます。

以上、港湾課の一般会計につきましては、2億6,100万円の増額補正でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計を御説明いたします。

1段目の施設管理費でございますが、362万円を計上しております。これは水俣港港湾施設用地の一部を売却するために行う測量費用や不動産鑑定等の費用でございます。

次に、3段目の港湾整備費でございますが、2,000万円を計上しております。これは熊本港のガントリークレーン設置のための調査設計費用でございます。財源内訳にございますように、900万円が国支出金で、残りの1,100万円が、先ほど説明いたしました一般会計から特別会計への貸付金でございます。

以上、港湾整備事業特別会計につきましては、2,362万円の増額補正でございます。

港湾課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○古里監理課長 7ページをお願いいたします。

平成21年度の一般会計補正予算に係ります平成21年度3月専決予算資料でございます。

このページは、平成21年度予算額の状況を記載しております。今回の専決処分はすべて財源更正でございます。上の表の2段目、今

回補正額の欄はゼロとなっております。

次に、8ページをお願いしたいと思います。

平成21年度3月専決予算の総括表でございます。

今回の専決処分の対象となる課は、道路整備課及び港湾課の2課でございますが、すべて同じ財源更正でございますので、監理課で一括説明させていただきます。

表の一番下になりますが、土木部の合計の欄をごらんください。

右の欄の今回補正額の財源内訳でございますが、一般財源を国支出金に振りかえたものでございます。国支出金が2,265万5,000円の増、一般財源が同額の減となっております。

9ページ及び10ページに各課の詳細を記載しておりますが、すべて同じ財源更正でございますので、説明は省略させていただきます。

○安達道路保全課長 道路保全課の安達でございます。よろしく申し上げます。

6月定例会に提出しております道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認については、第26号議案から第29号議案までの4件でございます。

まず、第26号議案についてですが、資料の12ページの概要版にて説明します。

本件は、平成21年11月11日午前11時45分ごろ、球磨郡五木村甲の一般県道五木湯前線において、和解の相手方が所有する大型乗用車、これはマイクロバスですが、下梶原方面から国道445号に向けて進行中、道路右側ののり面から落下してきた直径30センチ程度の石と衝突し、車両の前部を破損したものであります。

このケースでは、マイクロバスの運転者が事故を回避することは困難ということで、修理費用12万円の全額を賠償しております。

次に、27号議案についてですが、資料の14

ページをお願いします。

本件は、平成21年11月19日午後8時30分ごろ、八代市迎町2丁目の主要地方道八代鏡線において、和解の相手方が、八代市松江町方面から植柳上町方面へ道路右側の路側帯を自転車で通行中、歩道の始まりの縁石に乗り上げ、転倒し負傷したものであります。

このケースでは、道路管理者として、縁石の設置に関して安全性に対する配慮が一部欠けていたということで、自転車の修理費とけがの治療費の合計額の3割に当たる6万1,000円余を賠償しております。

次に、第28号議案についてですが、資料の16ページをお願いします。

本件は、平成22年2月14日午後5時40分ごろ、球磨郡五木村甲の国道445号において、和解の相手方が所有する普通貨物自動車、これは2トントラックでございますが、八代市泉町方面から相良村方面に向けて進行中、道路右側ののり面から落下してきた直径50センチ程度の石と衝突し、運転席側のドア等を破損したものであります。

このケースでは、トラックの運転者が事故を回避することは困難ということで、修理費用27万6,000円余の全額を賠償しております。

次に、29号議案についてですが、資料の18ページをお願いします。

本件は、平成22年3月10日午前6時30分ごろ、山鹿市鹿北町岩野の主要地方道黒木鹿北線において、和解の相手方が所有する普通貨物自動車、これも2トントラックでございますが、鹿北町芋生方面から福岡方面へ向けて進行中、道路左側ののり面からの倒木の直撃により、フロントガラスや天井部分等を破損したものであります。

このケースでは、トラックの運転者が事故を回避するということは困難ということで、修理費用15万2,000円余の全額を賠償しております。

道路保全課からの説明は以上です。御審議のほどよろしく願います。

○古里監理課長 20ページをお願いいたします。

平成21年度の繰越計算書の総括表でございますが、繰越明許費に係る繰越額を御報告申し上げます。

報告は、会計区分ごとに一般会計と特別会計3件、合わせて4件の報告となります。

まず、(1)でございます。一般会計の翌年度繰越額の合計額は、監理課を初め10課の合計でございますが、509億4,968万3,708円でございます。

次に、(2)でございます。港湾整備事業特別会計の翌年度繰越額は630万円でございます。

次に、(3)の臨海工業用地造成事業特別会計の翌年度繰越額は7,210万円でございます。

最後に、(4)の流域下水道事業特別会計の翌年度繰越額は5億3,280万円でございます。

表には記載しておりませんが、4つの合計額を合わせました翌年度繰越額の合計は515億6,088万3,708円でございます。

繰越明許費の各課別の詳細につきましては、21ページから38ページにかけて記載しております。個別の説明につきましては省略させていただきますが、これからの繰越事業につきましては、早期の完了のために全力を挙げて取り組んでいるところでございます。よろしく願います。

○澤井住宅課長 住宅課の澤井でございます。

本日は、3件の専決処分の報告をさせていただきます。39ページをお願いします。

報告第10号の専決処分の報告は、県営住宅の家賃滞納者に対します県営住宅の明け渡し

請求及び延滞家賃等の支払い請求の訴えの提起を行うものでございます。

39ページから40ページまでが内容でございますが、41ページの概要で御説明させていただきます。

専決日は、平成22年3月31日でございます。

今回の明け渡し等請求に係る訴えの提起は、6カ月以上または10万円以上の家賃等の滞納者で、自主的な滞納解消が見込めない者3名を、4月27日に熊本地方裁判所に提訴したものでございます。

この3名につきましては、これまで何回となく納入指導を行ってまいりましたが、呼び出しにも応じない。また、納入の誓約はするものの守らないといった滞納者でございます。

滞納総額は64万6,900円、滞納総月数は29カ月となっております。

これまでの訴訟の実施状況は、下表に掲げておりますが、今回が38回目の提訴となり、提訴した者は967名となっております。

続きまして、43ページをお願いします。

報告第11号の専決処分報告は、県営住宅家賃を滞納している入居者の連帯保証人に対して、滞納家賃の支払いを求める訴えを提起するものでございます。44ページの概要で御説明いたします。

専決日は、平成22年3月31日でございます。

この訴えは、入居者が87歳と高齢で、長期入院しており、連帯保証人である二男が入居者の生計を管理しているということから、当該連帯保証人に滞納家賃の請求をしてまいりましたが、十分な支払いをせず、分納の誓約にも応じず、滞納額が増加する一方であるため、この連帯保証人について、4月27日、熊本簡易裁判所に提訴したものでございます。

滞納総額は25万8,400円、滞納総月数は13カ月となっております。

連帯保証人に対する支払い請求の訴えは今回が初めてでございます。

続きまして、45ページをお願いします。

報告第12号の専決処分報告は、県営住宅の延滞家賃の支払いにつきまして、起訴前の和解を行うものでございます。45ページから46ページが内容でございますが、47ページの概要で御説明いたします。

専決日は、平成22年3月31日でございます。

この和解は、6カ月以上または10万円以上の家賃滞納者で、自主的な滞納解消が見込める者9名を、4月27日に熊本簡易裁判所に和解の申し立てを行ったものでございます。

滞納総額は150万7,000円、滞納総月数は70カ月となっております。

この9名につきましては、先ほどの提訴の対象者と異なりまして、滞納解消のための家賃納付を誓約する意思を示しているため、訴訟を提起する前に、裁判所が関与するもとの今後の支払い方法などについて和解を行うものでありまして、この和解の内容は判決と同様の効果があり、より迅速かつ効率的に強制力を伴う手段を確保していくものでございます。

これまでの和解の実施状況は、下表に掲げておりますが、今回が11回目の和解となり、申し立て者は146名となっております。

県営住宅の家賃滞納解消につきましては、新たな家賃滞納者をふやさないよう、今後も口座振替の促進や訪問徴収の強化など、徹底した徴収の促進により滞納防止に努めてまいります。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○重村栄委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑に入りますが、その前に私の方から一言発言をさせていただきたいと思っております。

今回、港湾課の予算の中に、ガントリークレーン設置のための調査設計費用が計上されております。この件につきまして、議会に説明がある前に、熊本港ポートセールスの公的な会議の中で、この予算の旨の発言が会長からあっておりました。議会等に説明がある前の発言でございますので、非常に議会としては遺憾に思います。今後こういうことがないように、十分注意をしていただきたいと思います。

たまたま会長は熊本市長でございますので、県の皆さん方が、どういう形での発言のコントロールができるのかわかりませんが、いずれにしても県の予算の内容の発言でございますので、十分これからほかの分野でも注意をしていただきますようお願いをしておきたいと思っております。

皆さん方から質疑を受けたいと思っております。以上、執行部から説明があった件につきまして、質疑があれば、どうぞ挙手の上お願いいたします。

○鎌田聡委員 今委員長から発言があったガントリークレーンの関係ですけれども、非常に熊本港の取り扱い貨物量が年々減少している状況の中で、今なぜガントリークレーンを設置する必要があるのか、どういったところから要望が来て——県内の企業も、大体6割ぐらいは博多港を利用しているような状況の中で、ガントリークレーンをつければ熊本港を利用ということで、多くの企業は考えてくれるのか、その辺の話がどうなのか、まず、その設置の必要性を説明していただきたいと思います。

○瀧山港湾課長 ただいま鎌田委員の方からガントリークレーンの設置の必要性の質問がございましたが、我々としては、今鎌田委員もおっしゃいましたように、貨物量がリーマンショック以降減少しているというのは把握

しているところでございますが、平成20年度の全国輸出入コンテナ貨物流動調査によりまずと、先ほど委員も言われましたように、県内港の利用率は13.5%で、8割以上が博多港を初め県外港に流出している状況でございます。

県内港の利用率向上の検討を行うため、我々といたしましては、昨年度から県北の主要企業へ聞き取り調査を実施いたしました。その結果、熊本港は、県外港に比べ、陸送コストの削減やCO₂削減等の観点から熊本港を使いたいという潜在需要はあるものの、荷役の質の点で敬遠されているということがわかりました。

具体的には、現在のジブクレーンというコンテナクレーンがございまして、荷役の安定性や効率性に欠けるということで、1点づりのため荷の積み方や風の影響でコンテナの傾きや揺れが生じる点、あるいは、コンテナ1本当たりの処理時間がガントリークレーンの2倍かかるので、効率が悪い点などが指摘されておりまして、振動に弱い精密機械を初め、高品質の製品を扱う企業は熊本港を敬遠している実態が浮かび上がりました。

そこで、我々といたしましては、聞き取り調査を分析した結果、ガントリークレーンを整備すれば、現在県外港に流出している約1万2,500TEUのコンテナ貨物が熊本港を利用する可能性が非常に高いということがわかりました。

先ほど委員の質問でもございました、どこから要望がということでございますが、県内の経済界、具体的には熊本経済同友会、熊本商工会議所等からの強い要望もございます。

そこで、我々としては、このガントリークレーンを導入しまして、県内企業の輸送費等のコスト削減、CO₂排出量の削減を図る。また、新たな企業誘致や港湾関連企業の発展が期待される。こういうことから総じて熊本港の貨物取扱量が増大して、地域の活性化に

つながるものと判断しておりまして、今回、熊本港にガントリークレーンを整備する計画を立てたところでございます。

以上です。

○鎌田聡委員 聞き取りの結果で、県北企業ですか、1万2,500TEUぐらいは取扱量がふえるんじゃないかというお話もございましたし、要望が経済同友会なり商工団体から寄せられているということでもありますけれども、実際、何か使ってもらえるという担保はとれているんですか。予測で言われていますけれども、その予測が今まで、まあ当たったこともあるでしょうけれども、当たっていないことも多くあったと思うんですね。いざつくったわ、結局利用がないわ、安全性はあっても、ただ単にその荷役を積みおろしする安全性だけで利用が滞っているような状況じゃないと思うんですね。地理的な問題、アクセスの問題、こういった問題もあるので、やはりガントリークレーンでどれだけきちんと取り扱い貨物量が増加するのかというのは、何かもう少し踏み込んだ見通しというか、それが必要だと思いますけれども、そこは出ないですかね。

○瀧山港湾課長 今回の補正予算というのは2,000万ということで、ガントリークレーンの調査設計費でございまして、この調査設計費の中で概算工事費等を算出した上で、最終的には収支バランスを検討して、投資額が回収可能かどうかの判断をしていきたいと考えているところでございます。

先ほどの今回の聞き取り調査で得ました1万2,500TEUというのを熊本港の利用に結びつければ、平成21年実績の2,694TEUと合わせ1万5,000TEUを超えることになりまして、ガントリークレーン導入の効果が十分発現できるものと判断しているところでございます。

確かに、委員もおっしゃるように、ガントリークレーンだけですべてが来るかという問題はございますが、ヒアリングの結果によれば、かなり今のジブクレーンをガントリークレーンに変えることによって荷主企業さんも期待されているということ等の実態が浮かび上がりましたので、我々としては、今後のポートセールスを含めまして、それが実現できるようにポートセールスそのものを強化していくという考えでございます。

以上です。

○鎌田聡委員 ぜひそのポートセールスの強化はやっていただきたいと思っておりますけれども、今後の調査の中でももう少し突っ込んで今後の見通しも立てていただきたいと思っておりますし、荷主企業からの期待があるというお話もございましたけれども、実際ちょっと話を聞いてみますと、やっぱり優先度が高いのは、八代港のストラドルキャリアというんですか、ガントリークレーンから移すストラドルキャリアが老朽化しているので、そっちをまず、交換をしていただきたいという話も聞いているのですが、その辺は何か届いていますか、そういう声は。

○瀧山港湾課長 今委員の申された八代港のストラドルキャリアにつきましては、ここ2～3年、八代港のポートセールス協議会から要望がっております。それで、我々にも要望としては届いております。

この件につきましては、今年度のポートセールス協議会の費用の中から若干の補助金として支出して、2台目の購入に充てたいということを現在提案しているところでございますが、まだ、最終的に地元の港運業者からの返事が来ていないところでございます。

以上です。

○鎌田聡委員 今後、ガントリークレーンの

問題はまた調査しながら、設置という部分に当たってはまた申し上げてまいりたいと思っておりますけれども、一つあるのが、国の動きとして、重要港湾は県にやっぱり1つに絞ってもらおうというような要請がもう来ていると思っておりますけれども、熊本は、熊本港、そしてまた八代港と、それぞれに何かいろんな投資もしながら今やっている状況ですけれども、今後1つに絞るという要請、具体的にいつまでどうしなきゃならないのか。そうなった場合に、かなり双方に投資するよりも、やっぱり重点的投資が必要だと思っておりますけれども、その辺の考え方を、今後どう考えていらっしゃるのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○瀧山港湾課長 今委員の方から重点港湾の選定についての質問があったかと思っておりますが、この重点港湾の選定につきましては、現在、国土交通省港湾局の方で、国際競争力の強化の早期実現を図るという目的で、直轄事業の選択と集中を図るということを目的に、全国の重要港湾103の中から約40港を重点港湾として選定して、新規の直轄事業の着手対象を原則これに限るということにしたものでございます。

選定基準につきましては、地域拠点性や貨物取扱量の実績を検討事項に入れて絞り込みを行い、今後、港湾管理者等からの意見聴取を経た上で、選定結果を23年度概算要求までに——これは具体的には参議院選挙後になるかと思っておりますが、公表するという事になっております。

我々県の考え方でございますが、現在国の直轄事業を行っている重要港湾は、委員もおっしゃいましたように、熊本港と八代港の2港がございまして、この2港ともそれぞれ特色がございまして、本県の経済、産業にとって非常に重要な役割を担っている港でございますので、我々といたしましては、2港とも重点港湾として選定していただくよう要望して

いるところでございます。

ちなみに、熊本港の位置づけといたしましては、人流と都市圏物流の拠点港湾、それと八代港の位置づけといたしましては、本県を代表する工業港湾ということでございます。

また、1県1港ということでございましたが、これは新聞報道があったということは存じておりますけれども、その後の長安政務官の記者会見では、国が決める旨の発言もございまして、県としましては、現在熊本港と八代港の2港を要望しており、6月中旬に再度2港を選定していただくよう要望活動を行う予定でございます。

また、今後、国から正式に1県1港の選定を知事に要請してきた場合には、国による公平、公正な選定を関係県等で連携して要望していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○鎌田聡委員 今のところ2港ともという発想でしょうけれども、なかなか——じゃあ2港とも——今何か伸びている様子があるのか、ということで非常に厳しい状況でもあると思いますし、それなりにやっぱり投資も2港とも必要になってまいりますから、きょうの場でどうこうは難しいでしょうけれども、いずれかの時点でやはりどちらかを重点、そして県としての態度というのも明確にしていかなければ、他県との競争に負けてしまうような状況もありますし、その投資も非常にかかっていく状況はありますから、今後ともまた意見は申し上げてまいりたいというふうに思いますので、そこはぜひよろしく願います。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○井手順雄委員 繰越明許についてちょっとお尋ねします。

500億余繰り越しがあると、債務負担行為だとか、いろんなことで繰越事業があるかと思えますけれども、内訳をずっと見ていきますと、計画に関する諸条件が合わないとかというのが一番多いというふうに思っていますが、これは具体的にどういうことでしょうか。

○古里監理課長 まず、繰り越しが大変多くなっております。平成20年度に比べまして約1.7倍、平成20年度が291億で今回510億、これは私どもいろいろ分析しますと、やはり昨年度の経済対策、これが一番大きかったのかなと思っております。それからやはり、従来から繰り越しはございまして、繰り越した事業、それを前年度からの繰り越しを優先してやっていくものですから、現年度がやはりちょっとおくれぎみになるということ、それから、今委員御指摘がありましたように、やはり計画段階、地元説明会、用地説明会、それと地元の関係機関との協議、用地取得を含めて、こういうものに大変時間を要しているというのが大きな原因だというふうに考えております。

○井手順雄委員 これは、結局まだ工事は発注していないけれども、まだお金があるという意味ですか。発注した後に繰り越したとか、それはどういう……

○古里監理課長 両方入っておりますので、いわゆる……

○井手順雄委員 その割合は。

○野田土木技術管理室長 繰り越しの割合でございまして、繰り越しておる金額の中で約54%が契約済み、あと46%が未契約という状況でございます。

○井手順雄委員 じゃあ、半分以上がもう発

注したけれども、仕事がされていないと、繰り越したというふうに思いますけれども、こうした場合、業者さんというのはいもう落札したわけであって、現場代理人等々、事務所経費がこの工事に関してはかかっている。そういう中で、年度を越えてすれば、その分経費がどんどんかさんでいくと、そういう点が1点ありますし、また、この設計をするときに、何でこれだけ繰り越しせななくかと、これは設計屋さん任せじゃないのかなと。県の担当の方々が、技術屋さんが、そういう設計でいいのかというような指摘はされているのか。私は監査の方もやっていますけれども、設計に関して甘いというところが大分指摘されていますよ。こういうことだったら、毎年毎年ふえていきますよ、繰り越しが。

ですから、私が言いたいのは、もう少し県の方で設計する段階において、そんな無理な設計はだめじゃないかと、例えば仮設費は入っていないじゃないかと、そういう指摘をしながら業務委託の入札をコンサルに出すと。やっぱりそのときのチェック体制というのを県が全然やっていないから、こういう繰り越しがふえるんですよ。わかります。こちら辺は真摯に受けとめなくちゃ。今後、こういうことがふえてきて、仕事が少なくなってきたなら、建設会社さんが、逆に経費がどんどんかさんで、もうかる仕事ももうからないで、これは悪循環になっていきますよ。

そして、今、県の技術屋さんを見てみらんですか。積算できる人はいますか。コンピューターにただ入れ込むだけです、今県の職員は。ちゃんと大学の偉いところの土木科を出てきて、いざ県庁に入ったと、何もせぬでしようが。やっぱりもうちょっと現場のことがわかる技術者、この育成というのをやっていかぬと、いろんなところで弊害が出てきます。その辺はどぎゃん思いますか、部長。

○戸塚土木部長 今委員が御指摘されました

繰り越しの中で、技術職員の問題ということの御指摘ですけれども、繰り越しの部分でそういう部分もないということは否定いたしませんけれども、今回の繰越額が多いというのは、やはり一昨年からの経済対策のその執行に対して、現場の方がなかなか計画調整、協議関係で非常に大変な状況の中でこれまでやってきたということの影響がかなりあると思っております。

そういった中で、経費関係につきましては、当然、連続した工事であるならば、全体工事の中の諸経費ということで算定しておりますけれども、何かの事情で中断とかそういうことが起こったら、そういう損失分については、積算上、そういうのは適切に計上していくというようなルールづくりを今やっております。

そういったことで、中断以外の部分がほとんどの繰り越し工事ということで、経費そのものについては、特段業者の方に過大な負担をさせているというケースはそうないと私は認識しております。

全般的な話として、積算能力とか、いろんな現場のマネジメントについては、まだ職員の中で、非常に経験不足から、また、研修あたりの問題として、いろんな事柄に対応するために、以前に比べると業務内容も高度、なおかつ広範囲になっているということで、非常に対応がしにくいということは認めます。

そういった面で、研修もさらなるレベルアップをしていかないかぬということは認識しております。そういった問題は私も考えておりますけれども、今回の繰り越し全般的にわたっての問題が、技術力そのもので起こっておるといふようなことではないということだけはちょっと、申し開きじゃないですけれども、御説明させていただきます。

○井手順雄委員 しかしながら、54%がもう発注済みというような事実があるんですね。

これは認識していただきたい。

それと、今、県は、繰り越ししたのには全然関係ないんですよというような言い方しか、部長の言い方は、私、聞き取れぬだったけれども、そうじゃないんですよ。しっかりやっぱり県の方が現場を把握して、一応——昔は、年度末が来たら終わらぬと指名停止食らうばいて言うて業者は一生懸命頑張った時代があったんですよ。ちゃんと——それは県の方針でしょうが。今は、もう現場が間に合わぬ、ならすぐ繰り越せと、こういう問題じゃないんです。やっぱり管理の問題が出てくる。そこら辺をもうちょっと技術者さんあたりを指導、教育して、やはり設計の段階から県の職員が関与して、丸投げじゃなくて、関与して設計をするような、例えば30万、40万の小さい土のう積みの仕事でも、土木部はコンサルへ出していますよ、幾らかかるかいて。そのくらい自分たちでできるでしょうが。そこで5万、10万の設計費がかかってきますよ。税金のむだ遣いでしょう。やはりそういうところから節約しながら、今後事業量が減っていくわけだから、何といたしますか、そこら辺を周知徹底、技術員に徹底していただきたいなということです。

以上です。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○早川英明委員 今経済対策分ということがお話に出ましたけれども、トータル的にことは、この予算を見てもみますと、昨年度の経済対策分を、今おっしゃったように、22年度に予算化されました。これがなかった場合、投資的経費のトータルでこれを差し引いて、あるいは新幹線部門についてもことはありません。それを差し引いて、前年度の予算を組まれたときからすると、本年度は、それを差し引いたならばどのくらいの減ですか、この土木部内で。わかりますかね。

○古里監理課長 繰り越しの通常分で大体310億ですから、約200億減の——繰越額だけでございますが、いろんな国の1次補正とか2次補正、それから緊急対策関係を除いた分が通常分として把握しておりますが、それが大体310億の繰越額になっていますから、510億の内数ということになります。

○重村栄委員長 510億の内数。

○古里監理課長 はい。（発言する者あり）

○早川英明委員 予算を組んだときに、この22年度の予算の現計予算が、昨年の21年度で組んだときに、この経済対策分を除けば、昨年からすればことしはどのくらいマイナスだったかということがわかりますかと言うんです。何割減とか。

○重村栄委員長 さっきお答えになったのは繰り越し分のお話でしょう。そうじゃなくて、予算全体の中の……

○早川英明委員 そういうことです。除けばということ。

○重村栄委員長 わかりますか。

○古里監理課長 ちょっと調べます。

○重村栄委員長 じゃあ、ほかにあれば。

○森浩二委員 その間にちょっと、さっき専決処分で落石の箇所がありましたね、道路保全課の。その後の対応はどういうふうにされとつとですか、その落石箇所あたりは。

○安達道路保全課長 まず、26号議案の一般県道の五木湯前線ですけれども、実はこの路

線は現在未開通で、まだ改良されておられません。道路幅員も3メートル程度ですので、なかなか防災事業も入れにくいということで、ここについては特に対応はしていません。

それから、27号議案の八代市の自転車が転倒した分でございますけれども、ここは現在障害となりました縁石を全部切り下げて、両側と同じフラットな構造にしております。

それから、国道445号の五木村の現場ですけれども、ここは実は落石防止ネットが設置してあるんですけども、この石が落ちてきた部分だけ管理用の階段がありまして、そこから抜けてきたというような、ちょうど2メートルぐらいネットを張っていない部分がありましたので、その管理用の階段を残すのか、それを撤去して網をまたさらに張るのかという、それは現在検討しております。

それと、29号議案については、これは道路敷に生えとった木が枯れとったということで、ここについては、その枯れ木を処分して、それで一応終わっております。

以上です。

○古里監理課長 先ほどの投資的経費、土木部の分でございますが、21年度が当初で959億、それから22年度で710億、マイナスの249億が減でございます。ただ、新幹線を除きますと、平成21年度が707億、それから本年度が663億でマイナスの44億というような状況でございます。大変新幹線が大きく影響しております。そのような状況でございます。

○重村栄委員長 よろしいですか。

○早川英明委員 いいです。わかりました。

○重村栄委員長 森委員は、先ほどの件はよろしいですか。

○森浩二委員 はい。

○井手順雄委員 関連でいいですか。

ちょうど走りよってから落石があるわけですか。それは現場検証とかはどぎゃんした状況ですかね。たいぎゃふの悪いですよ。

○安達道路保全課長 まず、一般的にうちが賠償するかどうかという基準は、道路管理者がある程度事故を予見できるかどうかということと、これは全くの自然災害というような場合には賠償しません。もう一つは、その事故を運転者が避けることができるかどうかというのも一つの判断基準になります。

今回補償したケースは、落石が通行中の車を直撃したか、もしくは直前に落ちてきたということで、結局ブレーキを踏んでももう衝突を避けられないと、そういう状況をうちの職員がちゃんと現場に行って確認をしまして、それから道路のその他の状況とかも確認しまして、その後保険会社の方ともいろいろ相談をしまして、それで相手の過失の割合、そういうものを総合的に判定しまして賠償額を決めます。

ですから、ここで26号とそれから28号、29号については、やっぱり直撃か——横に当たっておりますから、もしくは、直前に落ちて避け切れなかったということで一応10割、相手の過失がないということで10割補償しております。

○井手順雄委員 これだと、毎回議会があるたびに落石落石と出てくるでしょう。やっぱりそれだけ直撃か事前に落ちてくるかという、そういう確率で言うならば何万分の1かな。ということは、それだけ多いということたいな。だけんが、この辺はもうちょっと落石がないようにしてやらんと、危のうしてでけんすばい。これで亡くなったとなれば大変ですけんね。ひとつよろしく願いしときます。

○森浩二委員 通常、落石注意の標識があるでしょう。あれはどこが設置するのですか。

○安達道路保全課長 以前は、落石注意の標識を道路管理者が設置していた時期もありますけれども、近年は、なかなか運転する人にわき見をなさいという標識も立てられぬものですから、最近はちょっとやっております。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございますので、質疑は終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第2号、第4号及び第26号から第29号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 異議なしと認めます。よって議案第1号外6件は、原案のとおり可決または承認することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査にすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いいたします。

○古里監理課長 それでは、監理課でございます。

まず初めに、報告事項の1をお願いしたいと思います。

優良施工業者の上位等級における指名について御報告させていただきます。

昨年の7月から、小規模工事の現場代理人の常駐義務緩和などを実施し、下位等級業者の受注機会の確保を図ってきたところでございますが、今回、その一環としまして、工事成績が特に優秀な者を翌年度上位等級工事に参加させることについて、四角で囲んでおりますところの下線部でございますが、熊本県工事請負建設業者等の選定要領ただし書きの取り扱いを定めたものでございます。その内容について御報告します。

まず、1でございます。

振興局等が発注します土木一式工事の指名競争入札におきまして、直近の下位の等級に属する建設業者のうちから、優秀な工事を施工した実績を有する者、これを優良施工業者と言いますが、これを選定できるものとしております。

2つ目でございますが、優良施工業者とは、振興局等におきまして、前年度に完成した土木工事の工事成績評点がすべて75点以上であり、かつ各等級の最高点を有する者としております。

工事成績評点におきまして、同じ点数である者が複数いる場合、その中で格付順位が最上位の者を優良施工業者としております。すなわち、各振興局等におきまして、等級ごとに1社、優良施工業者を決定するということとなります。

また、優良施工業者の決定におきまして、

熊本県優良工事等表彰要領に基づく被表彰者がいる場合、その者も優良施工業者とするとしております。

3でございますが、本運用に基づきまして選定された建設業者が参加できる指名競争入札の発注請負金額は、優良施工業者が属する等級の上限金額の1.5倍未満としております。

4つ目に、本運用に基づきます優良工事施工業者の上位等級での指名競争入札における選定は、当該年度において原則として1回としております。なお、本運用によるその指名回数は、本来での等級の指名回数には影響を与えないものとしております。

5でございますが、本運用は7月1日からの施行を適用することとしております。

この裏に關係図を示しております。これをちょっとごらんいただきたいと思ひます。

中ほどのC等級を例に御説明申し上げます。

C等級の優良施工業者でございます。前年度の工事成績がすべて75点以上であり、C等級のトップである1社、同じ点数の場合は格付の上位者としております。その者が、B等級の指名競争入札に、原則として年1回指名することができるというものでございます。

その対象の工事金額は、B等級の場合は、1,200万の1.5倍でございます1,800万未満ということで考えております。これが簡単な模式図でございます。

さらに、B等級の優良施工業者でございますが、今回の運用は指名競争入札を対象としているため、B等級の優良工事者は一般競争を行いますA等級には参加できないということになってしまいますが、米印1のところを見ていただきたいと思ひます。

県の選定要領第4条第1項に基づきまして、特別の技術もしくは機械を要するなど、技術的難易度の高い工事につきましては、3,000万未満でありましても、B等級ではなく

A等級の指名競争入札とすることとしております。そのため、このような指名競争入札につきましては、本運用によりますB等級の優良施工業者を指名することができるというものでございます。

今回の措置は、昨年の発注標準を見直したことによりまして影響を受けております下位業者への対応としまして、昨年度実施しました現場代理人の常駐義務緩和等に加えて本運用を実施するものでございます。

以上でございます。

○安達道路保全課長 道路保全課でございます。報告事項の2をお願いします。

国道443号での倒木による損害賠償請求事件に係る再審の訴えの取り下げについて御報告申し上げます。

平成19年7月14日の台風4号により、菊池郡大津町灰塚の国道443号で発生した倒木による損害賠償に関連して、平成22年2月3日に県が行った再審の訴えについては、資料の中に記載しましたとおり、原告による賠償金の二重取りの未然防止と県に対する強制執行の停止という再審請求の主な目的が既に失われているため、担当弁護士と相談の上、5月20日に再審請求を取り下げましたので、ここに御報告申し上げます。

事件の概要や判決後の詳細な経緯等については資料に記載したとおりです。

以上です。

○林河川課長 河川課でございます。

それでは、報告事項3をごらんください。

川辺川ダムに関する最近の状況について御報告します。

まず、ダムによらない治水を検討する場について簡単に御説明いたします。

これは、一昨年9月、知事が川辺川ダムに対する態度を表明いたしました。その直後の10月、知事と当時の国土交通大臣が合意

し、設置されたものであります。

メンバーは、国からは九州地方整備局長ほか、県からは知事を初め企画振興と土木の両部長、地元の球磨川流域からは12の市町村長すべてが参加されております。

開催状況でございますが、昨年1月の第1回会議以降、これまでに7回の会議が開催されております。

まず、(1)の直近の第7回会議の概要について御説明いたします。

3月29日に開催されました第7回の会議では、それまでの検討結果を踏まえまして、国から、治水対策として、枠内に示しております3つの内容が示されました。

1つ目は、直ちに実施する対策でございます。具体的には、萩原地区の堤防補強、土砂堆積が著しい箇所掘削、浸水常襲地区の宅地かさ上げなど、11の対策になります。国からは、これらの対策によって、昭和40年の戦後最大規模の洪水が発生しても、堤防などを越えなくなるとの説明がございました。

2つ目は、引き続き検討する対策でございます。具体的には、中流部の掘削、遊水地、市房ダムの再開発など、14の対策になります。国からは、治水安全度の一層の向上のため、今後さらなる検討を進め、実現可能となった段階で実施しますという説明がございました。

3つ目が、直ちに実施する対策の概算の事業費と工期でございます。概算の事業費が、11対策の合計で約400億円前後であること、工期につきましては、短いもので1～2年、最も長いものは約12年かかることが示されました。なお、上下流バランスを考慮して実施する必要がございますので、一部は並行して実施できるものもございまして、すべての対策を同時に実施することはできないとの説明もございました。

なお、対策の場所や内容につきましては、次のページ以降の別紙1から3に添付してお

りますので、後ほど御参照ください。

次に、②の流域首長からの主な意見ですが、大きく2つございました。1つは、治水対策を実施する場合は、下流への影響を考慮してほしいという意見です。もう一つは、国は、治水対策案とともに、五木村の再建策も提示すべきではないかとの意見がございました。

最後に、(2)の今後の対応方針についてでございますが、国からは、次回会議において、これまでの会議における議論を取りまとめ、次のステップであります河川整備計画(原案)に反映させていきたいとの意向が示されました。

また、治水安全度の一層の向上を図るため、今後も継続的に会議を開催し、引き続き検討する対策の検討状況などについて説明や議論をしていくという意向も示されました。

県といたしましては、現在国の提案内容について検討を行っているところでございますが、流域住民の不安を早急に解消するということは何よりも大切なことでございますので、今後とも全力で努力してまいることにしております。

以上です。

○瀧山港湾課長 港湾課でございます。報告事項4について御説明いたします。

これは、水俣湾環境対策基本方針に基づき、平成21年度に実施いたしました水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果でございます。

資料の1ページをお願いいたします。

まず、(1)の水質及び魚介類等の水銀調査結果でございますが、②の調査項目にございますように、水質、地下水、底質、魚類、動物プランクトンの5項目について、総水銀を中心に実施いたしました。なお、調査場所につきましては、3ページに記載しているとおりでございます。

1 ページの③の調査結果でございますが、水質、地下水ともに、すべての調査において総水銀は検出されておりません。また、底質の総水銀についても、表に記載しましたとおり、3地点とも暫定除去基準の25ppmを下回っていたところでございます。

次に、2ページの魚類についてでございますが、カサゴとササノハベラの2魚種とも暫定的規制値を超えておらず、また、動物プランクトンにつきましても大きな変動はございませんでした。

④の今後の対応でございますが、本年度も引き続き5項目の調査を実施することとしております。

次に、資料の4ページをお願いいたします。

(2)の水俣湾埋立地の点検・調査結果でございますが、これは、水質環境調査、埋立地地盤調査、構造物変状調査の3項目を実施したものでございます。なお、調査場所につきましても、5ページに記載しているとおりでございます。

まず、①の水質環境調査では、護岸前面の海水中から水銀は検出されておりません。

また、②の埋立地地盤調査では、水銀を含む土砂の流出を示すような異常な沈下や陥没は見られませんでした。

次に、③の構造物変状調査では、変異、劣化、損傷等の調査を行いました。水銀を含む土砂の流出につながる有害なものは見られませんでした。また、鋼構造物の腐食調査も行いましたが、電気防食によりさびの発生は見られず、良好な防食状態にあることが確認されております。

最後になりますが、今後とも構造物劣化の進行状況に注意しながら、埋立地の管理に万全を期してまいりたいと考えております。

港湾課は以上でございます。

○内田都市計画課長 都市計画課でござい

す。

報告事項5の熊本駅周辺整備について御説明をいたします。

この資料は、本年3月に開催いたしました熊本駅周辺整備に関するトップ会議に提案したものでございます。

まず、1枚目をお願いいたします。

在来線熊本駅舎のデザインイメージでございます。

このデザインイメージは、JR九州が安藤忠雄氏に基本設計を委託して作成したものです。デザインコンセプトは、熊本の城と森をイメージした、力強くかつ美しい駅ということです。外壁は、熊本城の石垣に見られる武者返しの反りを取り込むとともに、ホームの上屋は、森の都である熊本の木立の下にいる感覚を、木組みのボリュームを強調することで表現されています。

続きまして、2枚目をお願いいたします。

東口駅前広場の完成整備のデザインイメージでございます。

このデザインイメージは、新幹線開業時の暫定形駅前広場の設計をした西沢立衛氏に県が依頼して作成したものです。デザインコンセプトは、公園のような駅前広場ということです。森の中に浮かぶ雲のような大きな屋根で、新たなたまり空間を創造しているというものです。

次に、3枚目をお願いいたします。

これは駅舎と駅前広場のデザインをあわせて描きましたイメージイラストを県で作成したものです。東A地区の再開発ビル付近からの視点でございます。

以上で説明を終わります。

○重村栄委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○井手順雄委員 優良施工業者の上位等級工

事における指名について質問いたします。

これは、俗に言う1つ上がりと、いわゆるB、C、Dのクラスがいっちょ上のクラスに上がるというようなことで指名の改正を行いたいという要望だろうというか、あれでしょうけれども、この件に関しましては、昨年、入札制度の改正かな、たいぎゃ議論の中で1上がり1下がり、いわゆるB等級がA等級、C等級というような形はやめて、もうBならB、AならAと、そういうのはやめようじゃないかというようなことで決まりました。そして、今回、また、1年もせぬうちに、こんなふうな1上がりをしてしようじゃないかというようなことで、私は、こうやって入札制度をこころろ変えるというのはおかしい。内容が優良企業のどうのこうのというのはわかりません。しかしながら、下からいっちょ上に上がったら、例えばC等級からB等級に上がったならば、B等級の業者が取れぬわけですたいね。取れぬ要素が出てくるわけですたい。これをやめようというて、昨年決めたわけであります。それをまたあえて今回やろうというのは、まあこういうことだけんがという話で言われればそうだけれども、納得いかない部分がございます。

そこで、例えば、このいっちょ上がりの部分で21年度の、いわゆる点数等々をシミュレーションした結果、対象、例えばC、B、Dの対象の業者数は何社ぐらいあるんですかね、上がれる要素がある。

○古里監理課長 B、C、Dで評点をそれぞれちょっと分析してみますと、下に行くほどと言ったら変ですが、工事そのものが若干平易と申しますか、極端に言えば、ちょっと誤解を恐れずに申し上げると、例えばBとCであれば、やはりBの方が若干難易度が高いと、そういうことになりますと、やはり評価を受けるということになりますと、評価の手法として、やはりBとCがあったときにはB

の方が高くならざるを得ないということで、要は平均点を……

○井手順雄委員 私が言いたいのは、21年度の実績で何社ぐらいが対象になるのか、それをお聞きしております。

○古里監理課長 申しわけありません。

私ども、今手持ちの資料でちょっと試算しているところと言いますと、B、Cでは、それぞれ各振興局単位で上位1社でするので、それで該当は出ます。ただ、Dのところ、平均75点をいかない、該当しないという振興局が2～3出てくるというようなことで、ちょっと今見ているところでございます。

○井手順雄委員 じゃあ、振興局は11かな。

○古里監理課長 熊本を入れて……

○井手順雄委員 入れて、なら11社が上に上がれるという認識で結構ですかね。

○古里監理課長 B、C、D、それぞれ振興局プラス熊本で11カ所ありますので、3クラスでするので33社、これが出てくると。

○井手順雄委員 じゃあ、33社の方が、そのランクづけの中で参加できるであろう工事に関して、33社BとかCとか上がってくるから、受注しにくいというような状態は以前の形と一緒にあって、それを昨年取りやめようとして、また、今回発生したというような認識が——私は今思いました。

なら、33社の方が迷惑をかけるのかなと、逆に言うならば、そのランクの人からすれば、下から何で33社も上がってくるのかというような思いがあると思います。というのが、来年から工事がもう2割も3割も減ってくる中で、受注が大変厳しいというような状

況が発生する、可能性じゃなしにもう発生するんですね。そういうときに、こういう特例措置をとっていかがなものかなど。私はそう思いますよ。逆に、そこは厳格に、もう1上がり1下がりはやめようじゃないかと、去年決めたんだから、もう、こういうことはやめようというのが私は県の姿勢だと思いますがね。

それと、これは裏面のやつに、米印1で、技術難度の高いA等級の工事にB等級の優良施工業者を指名できるというのは、優良業者、なおかつ、そういう機械技術者または機械を持っているところというような認識でいいんですかね。

○古里監理課長 これはA等級の工事でございますが、ここに示しておりますように、本来であれば、これはB等級の方はA等級に行けるチャンスがあるんじゃないかというふうに考えられるわけですが、今回は指名競争入札を対象としております。ですから、今Aクラスはほとんど一般競争入札でございますので対象とならないと。ただ、A等級の皆さんが、3,000万未満であっても、ここで書いております技術的難易度の高い工事については、各振興局、熊本土木なんかにおきまして、3,000万以下の工事であってもAクラスを指名することができるということでもありますので、そこにB等級の優良工事施工業者を年1回入れることができるというふうにしていただいております。

○井手順雄委員 具体的に、特別技術はどういうものか、また、その専門機械というのはどういうものなのか教えてください。そして、なおかつそういう業者が何社いるのか、21年度実績で。

○重村栄委員長 わかりますか。

○井手順雄委員 わかるはずですよ、シミュレーションしたらすぐに。

○古里監理課長 選定要領の運用通知にうたっておりますのは、第7の等級別発注請負工事金額の区分取り扱いのそのただし書きの部分でございますが、読み上げてみますと、「ただし、舗装工事、急傾斜対策工事等の専門的技術や施工経験を有する者は、選定要領第4条第3項に掲げる特別の技術もしくは特別な機械を必要とする工事等に該当するものとして取り扱うことができる。」としております。

さらに、舗装及びその急傾斜ということを具体例に例示しております。現実には、振興局、熊本土木なんかで運用している場合は、共同溝とか海上工事、こういうものを大変特殊な技術的難易度の高いものとしてこういう運用を行っているというところでございます。

○重村栄委員長 機械については。今は技術でしょう。

○古里監理課長 はい。

○重村栄委員長 機械については。今質問の中で技術と機械とそれぞれ求められたと思いますが。

○井手順雄委員 その対象者が何社いるかというのも。

○古里監理課長 申しわけありません。具体的な機械については例示がございません。

○重村栄委員長 機械はない。

○古里監理課長 はい。

○重村栄委員長 それともう一つ、業者さんの数の質問もあっていますが、数はわかりますか、何社該当するかというのは、21年度実績で何社該当するかという質問もあっていたけれども。

○古里監理課長 済みません、今ちょっとそういう手持ちはございませんが、いわゆるこの手法による指名競争入札の数というのは、後日把握することができると思います。

○井手順雄委員 じゃあ、そういうわからぬでこういう規則をつくるわけですたいな。何社上がってくるかもわからぬで。なら、Aクラスの人たちは、そういう人たちがどんどん上がってきて受注困難になってくるて、そやんともわからぬでこういう現行の指名制度を変えるんですか。無責任じゃないですか、それは。

○古里監理課長 これは、すべてのそういう指名工事に該当するんじゃないくて、年1回、そういう優良工事業者をすることで、やはり前回の発注基準を引き下げることで大変影響を受けている下位業者の皆さんに、受注機会を何とか確保するというような大きな流れの配慮の成果と考えております。

○井手順雄委員 それは、昨年、そういう協議はたいぎやしたわけですよ。それで、さっきも言ったように、1上がり1下がりはやめようよと役所から言うてきたじゃないですか。それをまた今のごたる言い方をして、下位がかわいそうだからいっちょ上げようて、去年とことしと全然違うじゃないですか、話が。もうよかたい、これは切りがないけん。

そして、私は、もう一つ疑問があるんですよ。建設常任委員会ですよ。こういうことを決めないかぬ委員会ですたいな。何で事後報

告ですか。私は、もうずっとこの入札制度に関して意見を言ってきました。すべてにおいて事後報告です。こぎゃんしましたけん、県議会の建設常任委員会の皆さんよろしくお願ひしますて、こういう格好ですよ。そして、すべて7月1日から施行ですたい、何でも。なら、建設常任委員会は何ですか。そうでしょう。それなら、私たちみんな委員が、この入札制度はおかしいねと、私たちは反対で言うても、執行部は7月1日から施行するでしょう、関係ないから。

私は、そういうのを言いたい。こういうのをやるならば、2月議会だとか、そのいっちょ前の議会で、こういうのをやりたいんだけどもどうかなというような、委員会にちょっとでも話していただければ、ああじゃないこうじゃないという討議ができて、7月1日からみんな、周知の上でスタートができるじゃないですか。もう7月までといたら何日ですか。1カ月ないんですよ。そういうのをここでいきなりして、議論もなしに報告しますて。これは前から思っていました。それは、議会には関係ないところの、所内での規則で決められるというのは十分承知しております。しかし、それはあんまりだろうというふうには私は常々思っておりますので、これに対しては反対です。

以上です。

○重村栄委員長 監理課長、何かコメントはありますか。

○古里監理課長 今回のこの運用につきましては、昨年の、何度も繰り返すようでございますが、発注制度の標準切り下げというような中で、十分本委員会にも御報告しながらやってきましたと思っております。私どもが先行するというようなことではなくて、やはり議会の方の御理解を得ながら過去やってまいりましたし、今後もそのつもりでやっているところ

ろでございます。

○重村栄委員長 ほかに質疑はございませんか。

○鎌田聡委員 川辺川ダムに関する状況ということで御報告をしていただきましたけれども、直ちに実施する対策、大体400億前後ということで、工期が12年ということの報告だったと思いますけれども、すべての対策を同時には実施できないから順次やっていくということだと思いますが、これはいつからやるというようなふうになっているんですかね。

○林河川課長 今直ちに実施する対策の概算事業費と工期が示されましたけれども、これについては、それぞれの対策を実施した場合に、この程度の事業費あるいは事業期間がかかるというものが別紙3の表になります。

今、何年かかるかという話ですけれども、この中では既に実施している対策もございます。あるいは、新たな設計をつくった上で実施する対策もございます。今のところは、現在実施する対策も含めながら、できるだけ早く実施していくということで取り組んでいるところでございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、これは、次回の検討会で何かこの計画をつくって、それから実施ということじゃなくて、もう順次やるべきものはやっていくという理解でよろしいんですかね。

○林河川課長 現在河川整備計画の見直しを進めておりますけれども、従来の工事基本計画、これとそごがないようなものについては現段階でも実施できるということで、そういった形で現在でも国の方で進めていただいているというところでございます。

○鎌田聡委員 わかりました。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○上田泰弘委員 済みません、関連じゃないんですけども、さっきの等級工事における指名についてです。

ここで、熊本県の優良工事等表彰要領に基づく被表彰者というのが書いてあります。これは、総合評価あたりでもいろんな、何というんですか、何かかかわってくることだと思うんですけども、1回、表彰を受けているところの地域あたりをずっと見せていただいたんですけども、振興局あたりでちょっとばらつきがあるのかなというふうに思っております。

今後、仮にこれが通るとするならば、さらにこの表彰が重要になって、まあ重要になってくるというか、一つのかぎを握ることになってくるんじゃないかと思っておりますので、それぞれの振興局あたりに、やっぱり一生懸命頑張ったところにはそれなりに評価をしていただくような形で、ぜひ本庁の方から呼びかけていただきたいと思います。

県南のある振興局では、物すごく毎年のようにこの優良表彰を受けているところがあるかと思えば、中央部の振興局では、あんまりこの表彰を受けているところが今まで実績がないというようなところもありますので、ちょっと振興局単位でばらつきがあるのかなと思っておりますので、そういうところも、ぜひ業者さんにやる気を起こしてもらうためにも、そういう指導あたりもしていただきたいと思います。これは要望です。

○重村栄委員長 要望でいいですか。コメントは要りませんか。

○上田泰弘委員 コメントはいいです。

○重村栄委員長 じゃあ要望として聞いておいてください。

ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 質疑がもうないのでございますので、これで質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございますか。

○早川英明委員 もとに戻りますけれども、住宅関係の専決処分のところですが、これを見てみますと、10号あるいはその後のやつも、女性の名前が多いようですね。この名前の載っている方は1人で住んでおられる方ですが、ずっと見てみますと、女性の名前が物すごく多いようですが、どうですか、そのあたりは。分析あたりもやっぱりして……

○澤井住宅課長 先ほどの38次訴訟につきましては、3名の方がおられますが、いずれも女性でございます。お子さんがそれぞれございます。1人は2人のお子さん、あと2人がお子さんが1人ですかね。という形で、お子さんとお母さんで住まわれているという状況です。

○早川英明委員 あとの12号も女性が多いですね。

○澤井住宅課長 多分、ちょっとそこは詳しく今手元に持っておりませんが、お母さんとお子さんは、さらには、年齢が大体平均しますと60歳前後の方でございますので、お子さんがおられるか、または、単身でお住まいになっているかだろうと思いますが、ちょっとそこのところは私の方では調べておりません。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○上田泰弘委員 ちょっと1つだけ、済みま

せん、最後に。

さっきもいろいろ議論があったと思いますけれども、それで、どんどん工事というか、投資的な予算というのは今から減ってくると思います。その中で、今いろいろ考えられて、こういうのをつくられているんだと思いますけれども、県が見るランクというのがあって、市町村自治体がやっぱり面倒を見ていかんといかぬランクというのがあると思います。

その中で、我々なんかいつも地元にいて言われるんですけども、もう、県からの発注はいっちょんなかというような話があります。特に下のDランク、Cランクまでいくとよくそういう話を聞きますので、その発注をふやせるかといったら、それはもう難しい話だと思いますので、その役割分担あたりも、やっぱり、それぞれの自治体あたりとも御協議をいただいて、誤解がないような説明をお願いします。そぎゃんせんと、Dランクの人たちが、県からいっちょん仕事がなかぞというような話をされますので、そのときはいつも、それはちゃんとそれぞれの自治体はその分補いますのでというような話をしますので、ぜひその辺も要望をさせていただきます。それぞれの自治体の担当課あたりと、やっぱりそういう協議もしていただきたいというふうに思います。

○重村栄委員長 一応、以上で本日の議題は終了いたしました。

報告事項の1につきましては、いろんな御意見が出ております。十分意見については参酌をさせていただきまして、今後の対応をしていただきますようお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして第3回建設常任委員会を閉会いたします。

午前11時32分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
建設常任委員会委員長